

第20回かながわ自殺対策会議

平成29年6月7日（火）

産業貿易センタービル B102会議室

開 会

傍聴1名

神奈川県精神科病院協会、大滝委員、神奈川県老人クラブ連合会、小宮委員、私立中学・高等学校協会、錦委員、神奈川県市長会、山口委員、神奈川産業保健総合支援センター、渡辺委員欠席の報告。

相模原市の小林部長については急遽欠席となり、鈴木課長が代理出席の報告。

○三木座長　今ご紹介にあずかりました、神奈川県精神神経科診療所協会副会長の三木でございます。皆様、ご多忙の中この会議に参加していただきまして、誠にありがとうございます。この会議も20回を数えまして、定着してきているという実感もございますし、後ほど事務局からも発表があると思いますが、自殺者数も年々減少しているという、これは非常に喜ばしいことではあるとは思いますが、それでもまだ2万人を超える方が亡くなっておりますし、特に若年層、10代、20代、30代というところでの死亡率のトップは自殺ということでございますので、まだ先進国の中では高いレベルでございますし、まだまだ気を緩めずに、対策を立てて実行してまいりたいと思います。今年には自殺対策大綱の改定がございまして、それに伴って行動計画もつくられることとなりますが、そのあたりもまた今後、後でディスカッションがあるかなと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは議事に入る前に、職務の変更で初めて参加される方や代理の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。まずは副座長の佐藤さんからお願いいたします。

○佐藤副座長　皆さん、こんにちは。副座長の任をいただいています、日本労働組合総連合会神奈川県連合会の佐藤といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○三木座長　左回りで。

○石黒委員　神奈川県社会福祉協議会の石黒と申します。よろしくお願いいたします。

○福本代理　神奈川県警察本部、人身安全対策課の福本といたします。今日は課長の代理で参りました。よろしくお願いいたします。

○加川委員　神奈川県教育委員会学校支援課長の加川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水委員　こんにちは。神奈川県司法書士会の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員　全国自死遺族総合支援センター、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田委員　神奈川労働局健康課長であります、高山でございます。よろしくお願いいたします。

- 田中代理 川崎市消防局救急課長の田中でございます。本日、警防部長の代理で出席しております。よろしくお願いいたします。
- 相模原市 相模原市精神保健福祉課長の鈴木と申します。本日は福祉部長の代理ということで出席させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川崎市 川崎市障害保健福祉部長の宮脇です。よろしくお願いいたします。
- 横浜市 名簿の23番になりますが、横浜市健康福祉局障害福祉部長の本吉と申します。この4月に異動してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。
- 神奈川県 神奈川県保健福祉局技監の中澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山崎委員 かながわ女性会議の山崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 丸山委員 神奈川新聞の丸山と申します。前の文化部から今度教育の方の主な担当に変わりました。よろしくお願いいたします。
- 松井代理 神奈川県医師会地域医療企画課の松井と申します。本日は増沢理事の代理で出席させていただきます。
- 藤井委員 神奈川県町村会の藤井でございます。よろしくお願いいたします。
- 深澤代理 神奈川県経営者協会の深澤と申します。本日は専務理事の畑野にかわり、代理で出席させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 日野代理 横浜市立大学の日野と申します。代理で参加しています。よろしくお願いいたします。
- 西崎委員 横浜いのちの電話の理事長の西崎です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 谷川代理 神奈川県弁護士会の谷川と申します。小野の代理で参加しております。よろしくお願いいたします。
- 三木座長 ありがとうございます。

議 題

1 「県警データに基づく自殺者の傾向について」の報告

(「資料1」に基づき、事務局 精神保健福祉センター山田所長から説明)

- 三木座長 それでは議題に入りたいと思います。まず議事につきまして、議題1ですが、平成28年神奈川県警データに基づく自殺者の傾向について、精神保健福祉センターの山田所長からお願いいたします。
- 山田所長 では、最初20分ほどお時間をちょうだいいたしまして、神奈川県の上の自殺の状況についてお話を申し上げます。
まず警察統計による自殺者数の推移です。平成10年に自殺者3万人を超えて、平成24年にこれを割った後も減り続けまして、昨年は2万1,897人になっております。自殺率

では平成15年の27.0がピークで、昨年は17.3まで減少しております。

次は戦後の人口動態統計の長期的推移です。当然のことながら、警察統計と同様の推移になりますが、3万人超え14年間と言われていたこの間、人口動態統計では3万人を割っている年がありますが、これは両者の集計方法の違いによるものです。

人口動態統計と警察統計の推移を、国と神奈川県でそれぞれ比較したものです。上の赤い系統が国で、下の寒色系が神奈川県になります。国では警察統計が常に上回っておりますが、神奈川県では既に人口動態統計のほうが数値が上回っているという状況になります。この主な要因としては、神奈川県では県内に来て自殺する人よりも、県外に出て自殺する人のほうが多いためと言われております。

ここから先は警察統計の数値のみをお示しします。各政令市と県域、県全体と国の自殺率とを比較したものになります。県域が、2番目のオレンジですが、比較的高い傾向がありますが、いずれも赤の全国よりも低くなっております。

各政令市と県域の自殺者の実数です。上から県域、横浜市、川崎市、相模原市、ちょっと入れかわっていますが、青いほうが横浜市で、緑が県域になっております。当然のことですが、人口の規模の小さい地域のほうが自殺の実数は少なくなっております。神奈川県全体と各政令市、県域の自殺者の対前年で比較したものです。左から神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、その他県域となっております。平成24年以降、いずれも減少してきているというのがわかりますが、下のほうに棒グラフが出ているということですね。この2～3年はこの減少幅が縮小してきておりました。しかし昨年は減少幅が持ち直しております。

県の男女の自殺者の推移です。平成27年、一昨年、若干この下げ幅がにぶりまして、下げ止まり感があったのですが、昨年は再び男女とも顕著に減少しております。年代別で、男性の平成20年からの推移になります。30代から60代までが顕著に減少しておりますが、若年者と高齢者では下げ幅は著しくはありません。

続いて県の女性です。女性の自殺は社会的な影響は男性に比べると受けにくいと言われております。それで全体に減少傾向にはあって、このグラフだけを見ると結構顕著に減少しているように見えるところはあるのですが、スケールが男性と違いますので、全体としては男性ほど顕著な動きにはなっていないということが言えます。

職業別の経年データです。無職者の減少が顕著ですが、この無職者には専業主婦とか学生も含まれております。この無職者の内訳では、年金・雇用保険等生活者というのが最も多くて、4割以上を占めております。

原因・動機別の推移です。原因第1の健康問題は、順調に減ってきているということが言えると思います。また順調に減少しながらも、一昨年に経済生活問題が増加したのですが、その経済生活問題が再び昨年は減少に転じております。

昨年の原因・動機を円グラフにしてもの。自殺者が3万人を超えてから、その原

因・動機はほとんどの年で健康問題、経済生活問題、家庭問題の順ですが、経済生活問題が、先ほどグラフでお示しましたように、顕著に減った結果、家庭問題とほぼ同率にまでなっております。

昨年の県の原因・動機別のデータをグラフにしたものです。ほとんどの年代で健康問題が常に1位です。働き盛りは経済生活問題が多く、他の年代では家庭問題のほうが多いというのがこれまでのパターンだったのですが、経済生活問題が、ここまでお示してきたように、減少してくるに従って、この2位、3位の順位が流動的になってきているというような印象を受けます。

次は、ちなみに昨年全国の原因・動機別の順位です。これは例年の神奈川県と似た傾向になっているのですが、この1位である健康問題の割合は、全国では神奈川県よりもさらに多くなっております。このパーセンテージです。

都道府県の昨年の自殺者数と自殺率のランキングです。自殺率は、右側のほうです。神奈川県の自殺率は例年低いほうですが、昨年はついに全国で最も自殺率が低い県となりました。自殺数では、神奈川県の人口は多いため、これまでワースト2位か3位あたりにあったのですが、昨年は4位になっております。

国と神奈川県では、自殺を減少させる目標を立てておりますが、その達成状況をお示しします。いずれも、これまでお示してきた警察統計ではなくて、人口動態統計上の数値で目標を立てております。国は平成28年までに平成17年の自殺率を20%以上減少させるとしました。平成28年の人口動態統計の確定値はまだ出ておりませんが、推計値では17.1というのが発表になっておりまして、国の掲げた目標値は19.4ですので、これは達成できたものと思われまます。神奈川県は平成29年度までに平成17年の自殺者を20%以上減少させるとしました。平成28年の県の自殺者は、同じく推計値によりまして、1,254人ですので、神奈川県は平成29年度までにと断言しておりますので、今年大幅に神奈川県の自殺者が増加することさえなければ達成できるであろうということが言えそうです。

年代別の全国の死因の順位です。これは去年もお示したのですが、15歳から39歳まで、この年齢帯で自殺が最も多くなっております。それより上や下の年代でも相当多いということが言えます。

主な諸外国では、15～34歳で自殺が最も多いのは韓国だけで、多くの先進国は事故になります。それで日本の自殺率はこれらの国のいずれの事故の率よりも多くなっております。

平成28年4月に自殺対策基本法が一部改正されて、近々、自殺総合対策大綱が示される予定ですが、この大綱に盛り込まれると思われる事項を3つばかりご紹介申し上げます。今回は若者の自殺対策がはっきりとうたわれて、教育分野への推進が示されるようです。これまでの自殺対策により、健康問題と経済生活問題については明らかに減少し

ましたが、勤務問題については顕著な現象にまでは至っておりませんでした。昨今も注目されており、この勤務問題にもメスを入れようとしております。現在の自殺の減少目標は、お示したように、達成されようとしていますが、今後10年の間に先進諸国並みの自殺率である13.0以下、それで今よりもさらに30%以上減少させるという目標になるようです。

次はまとめですので、これまで申し上げてきたことの繰り返しになります。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

- 三木座長 山田先生、どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、何かご質問とかご意見とかはございますでしょうか。どうぞ。
- 西崎委員 今まとめの前のページで、今後の盛り込まれると思われる事項からの中で、若者の自殺対策の推進で、SOSの出し方教育とありますが、意味はわかるのですが、例えば具体的に言うとどんなようなことが書かれているのですか。
- 山田所長 国から具体的には示されておりませんので、まだこれからということになるのですが、イメージとしては、我々が共通に持っているイメージ通りなのだろうとは思いますが、つまり自殺というのは、孤立があるところで起こるということがもう共通認識になっておりますので、とにかく相談することが大切なのだということで、いろいろなワンストップサービスであるとか、その他いろいろなところで相談をしていただきたい、あるいは相談しやすくしようということが努力されているわけですが、そういうところでどういうふうに相談を持ちかけたらいいいのか、あるいは相談する場所としてはどういうところがあるのか。そこに、相談の仕方のノウハウと言っては言い過ぎかもしれませんが、そういったことに切り込んで教育の中に盛り込んでいこうという意図であろうと想像しております。
- 西崎委員 ありがとうございました。非常にこれは課題、取り組むべきことかなと思っております。ありがとうございます。
- 三木座長 他にはいかがでしょうか。では、日野先生。
- 日野代理 今お示しいただいたものの中で、年代別の三大原因というもので、神奈川県と全国のものというのを提示していただいたと思うのですが、10代の1、2、3位というのは随分神奈川は全国のものとは違うなと思ひまして、特にこのその他が1位に来ているのは珍しいと思うのですが、何かこの中で特に神奈川に特徴的なものとか、ここを見ると、20代でもその他が第2位に来ていますよね。このあたり何か特徴的なものがあったのかということをご存じでしたら。
- 山田所長 この前の年は神奈川県でも健康問題が1位に入っていたり、それより前は学校問題が1位だったのです。なので、今回その他が1位になっていることについては、私も実は、これはどういったことなのだろうと思ってみたのですが、その他の分析まではする手間を割くことができませんで、申しわけございません。そこまでは把握してお

りません。

○日野代理 ありがとうございます。

○三木座長 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○佐藤副座長 資料の4ページ目になるのですかね、4縣市別の対前年比減少数の推移ということで、先ほど説明の中で、減少が持ち直してきているということを表示されたのですが、警察統計なのでちょっとあれなのですが、どういうことで起きたのか、分析とかそういうのは何か情報はありますか。

○山田所長 それも一言で申し上げると、わかりません。つまり何で持ち直したかがわかるためには、何で減少幅が少なくなってきたのかということもわからなければならぬわけです。そうすると、自殺というのは、例えば全国のこういう大づかみの動きでも、自殺対策を始めたからここで急に下がり始めたわけでは決していないわけです。自殺対策そのものは、もうこのくらいから法律ができて、大綱ができて、盛んに始まっていたわけですが、その成果が出るまでには最低でも数年はかかります。対策を打てばすぐ結果が出るというものではないという種類のものですので、これについても持ち直した原因については、少なくとも今私が把握しているものはございませんし、それを分析してわかるのかどうかということも、何とも言えないところかなとは思っています。ですので、この去年とことしと比べてどうだったかというよりは、全体として見てどういう傾向にあるのかということのほうが、自殺対策の上では重要になるのではないかなとは思っております。

○三木座長 他にはいかがでしょうか。では、どうぞ。

○清水委員 どうもありがとうございました。今年度もよろしく申し上げます。司法書士の清水です。先ほど、新たに自殺総合対策大綱に盛り込まれると思われる事項を2点、センター長からお話しいただいたのですが、せっかくの会議なので、発言させていただきます。

若者の自殺対策ですが、SOSの出し方教育ということで、県や各政令市において具体的な対策が考えられていくわけですが、例えば出前講座をこれまで以上に増やすといった対応ではなく、学校現場の問題との関連性において、前回の会議でも申し上げたとおり、ぜひ学校の教職員の方々にこういったノウハウを直接学んでいただく機会というものを義務化したり、研修に盛り込むなどしていただいて、教育委員会とも連携して何か別のやり方も検討していただきたいと思っております。

あと、勤務問題による自殺対策ですが、勤務にまつわる問題は様々なものがあるところ、例えば障害者の方が、表向き自主都合退職ということでやめさせられて、その会社は新たに別の障害者の方を雇い入れ、障害者雇用としての助成金を再度もらうなどしている会社もあるようです。しかし、このようなケースでは障害者の方が、しり込みなどしてしまったり、法律相談を利用しなかったりして法的手続には至らないことも結構あるようです。日

常業務で、こういった相談も年に何回かありまして、氷山の一角なのではないかと思えますので、労働局などの担当部署と連携して何か手を打っていただければと思います。労働関係などの法律問題についても、弁護士会、司法書士会に声をかけていただければ、お手伝いできることがありますので、その点もよろしくお願いします。

○山田所長　ありがとうございます。司法書士会さんには私どものセンターでももうかなり以前から大変お世話になっておりまして、ご指摘ありがとうございます。

それで、今の2つのご指摘のうち、私が殊に思うところがございまして、教育のほうについてなのですが、私どものセンターで出前講座と称して、学校の先生方を主な対象に、アプローチしているということは確かにしているわけですが、それを推進することによってこれが達成できるというふうには決して思っておりませんし、それを推進すればいいのだということではないのだということまでご理解いただけているということで、大変うれしく思います。自殺、これは県の男性ですが、10代、20代もほかの年代に比べればそうですが、こういう非常に若年の人たちは自殺の実数としては非常に少ないのです。こういう若い方が亡くなると、周囲に与えるインパクトも非常に強いものがありますし、痛ましい。だからこれを、実数としては多くなくても、さらに減らしていかなければいけない。これはこれで正しい理解だと私は思います。ただ、そこに隠されているものを余りこれまでに、気づいてこなかったとか、気づこうとしてこなかったのか、私にはよくわかりませんが、その裏にもっと大きな問題があるのだらうと思ってまいりました。といいますのは、この10代の人たちが自殺が少なければ、それでいいのかと。高校を卒業するまで自分の生徒が自殺することがなければ、学校はそれでいいのかということなのです。つまり学校の先生にとっては、自分の教え子がこの年代になっても自殺してほしくないわけです。ということは、この年代で自殺をしにくい人を教育してつくることによって、何十年後にこの年代の自殺が減ってくるということが言えるのだらうと思うのです。それで、これまで行政中心にやってきた自殺対策というのは、そういう視点には乏しかったというふうに、私からは写っております。それで、今回教育のところに直接メスを入れることによって、これは10年後に減るかどうかは何とも言いえないにしても、この10代が40代、50代になったときに、数十年後にこの年代が大幅に減るということは期待できるのだらうと思います。つまり教育のほうにアプローチを積極的にしていくということは、そういう数十年後の効果を目指していく。これこそが本当の国の自殺が減るということの意味するのかなと考えておりますので、そういうことを感じながら聞かせていただいたものですから、ちょっと紹介させていただきました。ありがとうございました。

○三木座長　ありがとうございます。議事もたくさんございますので、それでは山田先生、どうもありがとうございました。

2 「各機関における自殺対策の取組みについて」
（「資料2」「資料3」に基づき、各委員から説明）

○三木座長 続きまして、各団体の取組みに入らせていただきたいと思います。まず、弁護士会のほうですね。谷川様からよろしくお願ひいたします。

○谷川代理 神奈川県弁護士会の谷川と申します。当会での取組みは、一覧表のほうに掲載していただいたとおりなのですが、通年で自死対策にフォーカスしたものというわけではとりあえずない取組みが上のほうに書いてございまして、自死問題の背景にも多く取り上げられる多重債務者相談とか、そういった各種法律相談でそういった問題が来たら、適切に対応できるようにしております。

その他、通年ではないのですが、全国一斉ホットライン系を幾つか実施しておりまして、6月10日は労働関係のホットライン、6月23日には女性の権利110番を昨年は実施しております。あと4月26日には高齢者・障がい者のための無料電話法律相談を実施しております。

自死対策にフォーカスした取組みとしては暮らしとこころの相談会、これは何年も継続して実施しておりますが、神奈川県からいただいております自殺対策強化交付金を利用しまして、対面型法律相談を実施しております。通常の法律相談のように、弁護士だけで対応するというのではなくて、臨床心理士等を派遣していただいて、基本的には三者、心理面と福祉・行政的なケアの面や連携の面もサポートできるような形での相談会としております。

全国一斉生活保護ホットラインで、これは経済的背景のある方を特にターゲットとしているのですが、生活保護の現場で問題が生じていないかに関して無料の電話相談を実施しております。

昨年の10月15日には他業種ワークショップということで、これは自死対策に関わる各種士業とか、いろいろな分野の方をお招きして、ケーススタディーをして、関係機関の知恵を集めて、実際の事例に、相談にあたった時に適切に対応できる能力を高めていくという取組みでございます。

もう一つ、これは対内向けになるのですが、今年の2月20日にメンタルヘルス研修会を弁護士会内部の弁護士向けに実施しております。中身としましては、ご依頼者さんや法律相談にいらっしゃった相談者さんの自死を予防するような対策、こういったポイントがあって、気をつけなければいけないかという点に関して研修会を実施しております。今年度も自死対策にフォーカスした取組みとしては、予定としましては、やはり同じ暮らしとこころの相談会やワークショップ、研修等を予定しております。また新たな取組みとしまして、自死遺族ホットラインというのを設けまして、自死遺族の方の抱えがちな法律問題に関してホットラインで精通した弁護士から折り返しご連絡を差し上げ

て相談に乗るという取り組みを始めたところでして、各種、神奈川新聞さんにも6月2日に記事にいただきましたおかげか、何件か問い合わせをいただいております、2件につきましては、具体的な相談につながっております。

当会の取り組みとしては以上になります。ホットラインに関しましては、すみません、事前にお渡しできていなかったのですが、ご案内のパンフレットを持参しておりますので、後ほどお配りさせていただければと思います。

○三木座長 どうもありがとうございます。続きまして、神奈川労働局の高山様よりよろしく願いいたします。6ページになります。

○高山代理 神奈川労働局、高山でございます。私ども労働行政は厚生労働省が公表しております、働く方々に向けたところの健康づくりの指針を主に各種施策を進めてきております。またご案内のとおり、おととしの11月から労働安全衛生法の改正によりまして、ストレスチェック制度というものが常時50人以上の主要事業所で義務づけられたことも伴い、ここ1年ぐらいは特にストレスチェック制度の円滑な運用に向けた様々な情報発信を中心に取り組みをさせていただいております。詳細は6ページ、あと本年度もこの6ページに掲載されているような同様の取り組みを進めさせていただきたいと思いますが、配付いただいた資料もここで一緒に説明させていただいてよろしいですか。

○三木座長 お願いいたします。

○高山代理 事務局のほうにお願いさせていただいて、特にということで、3種類ほど資料をお配りしております。

1つは神奈川労働局提供資料ということで、私どもが公表しておりますホームページの掲載画面についての資料でございます。特におととし11月から法律が施行されておりますストレスチェック制度、これに関しましては、50人以上の事業所に実施が義務づけられたということですが、ストレスチェック制度はご案内のとおり、通常これまであたり前に義務化のもと実施されてきた健康診断とは違って、労働者の受検義務がまずないということ。あと受検結果、ストレスチェックの結果についての事業所へのフィードバックは、労働者の同意がないと事業所としてあたり前に得られないこと。あと実施者、実施事務従事者、あと実務担当者、面接指導を行う医師、4種類のキーパーソンがマニュアルとか指針にも定められておりますが、特にこの実施者、実施事務従事者が人事権との関与を制限されているということで、今まで実施していただいていた定期健康診断とかなり扱いが違うということから、50人以上といたしましても、規模が小さい事業所では実施に相当な困難を抱えるだろうということ、なるべく円滑に進めてもらう上で様々な情報発信をし、昨年1年間でも2回ほど、既に先行的に取り組んでいる事業所の事例などを紹介しながら、1つでも2つでも有用な情報を得ていただく機会を、研修会などを設けるように心を砕いたところでございます。またストレスチェックに関しましては、厚生労働省が発表していますマニュアルとかガイドラインで、ぱっと

見ても難しくてわかりにくいと。特に実施者、実施事務従事者、実務担当者、面接指導を行う医師、この4種類のキーパーソンが時系列に沿ってどのタイミングで連携すればいいかどうかというのも、厚生労働省が出しております資料ではつかみとりがたいので、それを時系列順に少し解説した資料なども公表して、なるべくストレスチェック制度の円滑な運用について有益だと思われる情報発信をしたところでございます。またそもそも論なのですが、これは恥ずかしい限りなのですが、ストレスチェックをやるということを公表して以降、問い合わせ動機がされましたのは、ストレスチェックをやれと言われるけれども、では一体どこでやってもらえるのですかという事業所からのお尋ねもあり、ここは、遅ればせながらですが、昨年8月に県内の精神科病院協会とか、三木先生もおられる精神神経科診療所協会とか、大学病院とか、様々な医療機関を中心としたアンケートを行わせていただきまして、ホームページへの掲載の同意がとれた病院さんからのアンケート結果などもホームページで紹介し、実施できる機関などの紹介もしております。

このホームページの画面の資料の後ろのほうに、神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議というものが、名簿を掲載してございますが、従来から私どもは年に1回ほどの会合を持たせていただいております、こちらの会議の構成員でもございます精神科病院協会とか、あと精神神経科診療所協会、あと医師会など、メンバーにも加わっていただいて、厚生労働省が発表しております、こころの健康づくり指針に基づく各種対策をいかに全県的に有効に進めていくかという情報交換などをさせていただいております。またここ1年ほどは、厚生労働省が治療と職業生活の両立支援という対策を重点施策に位置づけたことから、県内でもさまざまな機関・団体が治療と職業生活の両立支援対策を進めておりますが、昨年初めて関係の機関・団体の会合を持ちまして、この資料の一番後ろについておりますが、こういったメンバーを中心にこの治療と職業生活の両立支援のための、まずは情報交換から始めさせていただいたところでございます。

お手元に2冊ほど、事務局の配慮をいただいて資料をお配りしておりますが、1つ目が「メンタルヘルス事業場外資源ガイドブック」というものがございます。今日は欠席しておりますが、神奈川産業保健総合支援センターがかつて取り組みまして取りまとめたものなのですが、厚生労働省のこころの健康づくりの指針の中で、事業内資源に不十分さがあれば、有効に事業外資源を使いなさいということが示されていることから、ではこの事業外資源、一体どこにあって、指針の中に書いてある、何をどこまでやってくれるのかというのが明らかでなかったことから、既に平塚の保健福祉事務所を中心とした西湘地域の地域職域連携推進連絡協議会、そこが西湘地域について取りまとめられて公表されていたものを参考に、全県的な事業場外資源の機能と役割についてまとめたものでございます。

あともう一つ、やはり神奈川産業保健総合支援センターのほうから、ちょっと分厚い

のですが、「職場復帰支援プログラム構築のためのガイドライン」というものを今日配っていただいております。基本的にメンタルヘルス対策に関しましては、メンタル不調で会社を休まれるとか、治療に困難を抱える方々を中心にしていくのはもっともなのですが、他方、そうした方々を職場から失った職場の周りの方々へのケアも重要ではないかと考えておまして、話に聞きますと、メンタル不調の方々が出勤し、休職し、また復職し、休職しというパターンを何十年も繰り返して、そういった体制が必要な方もおられますが、そういった体制のわきに職場を守っておられる方々のメンタル面のスポイルも懸念されるということから、労働者の方の休職と復職の問題は、すぐれて産業保健の課題ではございますが、とはいっても、労務管理マターの話であって、そこにはきちんとした職場の中のルールづくり。つまりご本人とか事業場の使用者側の方々のためだけにあるのではなくて、周りの方々、それを運用し、またみずからも適用を受けるかもしれない周りの方々にも納得が得られる制度をきちんとつくっていく必要があるということで、ガイドラインに定められたことにとどまらず、中には労基法とか、その他労働法の問題、あと判例などももう取り上げましたが、きちんとした納得性の高い透明な、すべての労働者の方々を対象に考える職場復帰支援プログラムというものを構築していただく必要があると考えまして、このような冊子を、神奈川産業保健総合支援センターとして取り組んで取りまとめたものでございます。

今日の2冊の資料はいずれも神奈川産業保健総合支援センターのホームページのほうにもアップされておりますので、有効活用していただければと思います。

長くなりました。どうもありがとうございます。

- 三木座長 ありがとうございます。続きまして、神奈川県教育委員会、加川様、よろしく願いいたします。
- 加川委員 それでは資料に沿いまして、神奈川県教育委員会の取り組みにつきましてご報告させていただきます。

7ページでございますが、まず、こころの健康づくり推進事業といたしまして、学校におきまして、様々な相談業務に対応するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談コーディネーターなどを対象としました、自殺予防に関する研修を行い、カウンセリング等の技能向上に努めております。また「いのち」を大切にすることをはぐくむ教育推進事業といたしまして、県内の小・中学校4校を推進研究校に指定いたしました、「いのち」を大切に思う心の育成を図っているところでございます。県立高校を対象のモデル事業としましては、「地域連携による高校生のごころサポート事業」及び「スクールメンター活用事業」がございまして、こころサポート事業につきましては、県立の4校を指定いたしまして、地域の医療機関やフリースクール等の関係機関と連携して、課題を抱えた生徒を支援する教員の研修や個別のケース会議などを実施しているところでございます。スクールメンター活用事業につきましては、県立の高校20

校を指定しまして、スクールメンターによりまして、生徒の悩みをきめ細かく把握しまして、支援につなげる事業を展開しております。

スクールメンターと申しますのは、教員とは異なる立場の非常勤職員ということになりますが、教職員と連携して、生徒一人一人に目の行き届いた支援を行っていく役割を担っております。平成28年度からは全員にゲートキーパー養成研修の受講を義務づけているところでございます。子供たちが抱える課題は多様化・複雑化しております。大変わかりづらく、表面化しない場合もございます。そうした場合に学校の先生方だけではなく、チームとして支援して、教育相談の充実を図る必要がございます。そういう意味で、平成7年度から臨床心理の専門家であるスクールカウンセラーを各学校に配置し、生徒の問題行動の未然防止・早期対応に取り組んでいるところでございます。

また、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを平成21年度からは市町村立学校に、また平成27年度からは県立学校に配置いたしまして、課題を抱えた児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築による支援を図っているところでございます。

また、平成24年度から、各学校で行われております「いのちの授業」というものを位置づけまして、子供たちが命を大切にすることを学ぶことができる取り組みを初めております。本日お配りしてございますチラシでございますが、「いのちの授業」大賞ということで、各学校におきまして「いのちの授業」を実施していただき、その感想を作文にさせていただきます。児童・生徒の皆さんからご応募いただいている授業を展開しております。なお、平成29年度につきましては、「いのちの授業」ハンドブックを作成し、「いのちの授業」のさらなる展開を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

- 三木座長 ありがとうございます。ほかにもいろいろな団体の報告がございますが、代表して3団体からご報告いただきました。

続きまして、4県市の取り組みに入りますが、資料3のほうですが、まず神奈川県からお願いいたします。

- 神奈川県 では資料3に基づきまして、神奈川県の前年度の自殺対策に係る取り組み結果と、それから裏面のほうで、平成29年度の自殺対策に係る取り組みの予定についてご報告いたします。

まず表面の、平成28年度自殺対策に係る取り組み結果についてですが、まず一番上のところに神奈川県が記載してございます。①の地域自殺対策強化交付金事業では、県機関、市町村及び民間団体が自殺未遂者支援、若年者層対策、人材養成事業などにつきまして、国の交付金を活用いたしまして、地域の実情に応じて事業を実施しております。

次に④でございますが、ゲートキーパー養成研修の実施では、自殺者全体が、先ほど

センター所長からもお話がありましたように、自殺者全体の数は減っているにもかかわらず、若年者の自殺が減少していないということがございますので、平成28年度は県立保健福祉大学及び東海大学において、主に大学生を対象としまして、学生171人に研修を実施いたしました。

次に⑤の普及啓発講演会の実施につきましては、後ほど議題4で詳しく報告させていただきますが、街頭キャンペーンや講演会を実施いたしました。自殺予防週間である9月に、いずれも大和市において実施しております。

次に⑦のハイリスク地対策等地域の実情に応じた取り組みの実施につきましては、各地域で自殺対策の課題は様々でございますので、保健福祉事務所等において地域の自殺対策の現状や課題を明らかにした上で、関係する機関との検討会を開催いたしました。例えばハイリスク地を抱えるところでは、行政機関や地域の団体とともにハイリスク地対策検討会議を開催しまして、広域的な対策について検討する、また地域の救急医療機関と自殺未遂者の支援について検討する、そして市町村、関係機関等と人材養成について検討するなどの取り組みを行ってまいりました。

次に、平成29年度の自殺対策に係る取り組みの予定でございますが、裏面をごらんください。今年度の取り組みの予定としましては、本日の議題3にも挙げさせていただいていますが、①のとおり、政令市、市町村を含む神奈川県全体の計画となります、かながわ自殺対策計画（仮称）の策定に向け、調整・検討をしてまいります。

また、⑥の普及啓発の一環としまして、平成27年度から小田急電鉄株式会社との連携をとっているところで、平成28年度は9月の街頭キャンペーンにも、鉄道会社から8名の参加をさせていただいております。今年度も9月と3月の自殺予防週間、自殺対策強化月間に駅のデジタルサイネージに普及啓発のCMを流す、ポスターを作成し、掲示していただくなど、駅での自殺対策にご協力いただく予定としております。他の事業につきましても、従来どおり実施していく予定でございます。

県の取り組みにつきましては、以上でございます。

○三木座長　ありがとうございます。続きまして、横浜市からお願いいたします。

○横浜市　それでは横浜市の取り組みについてご報告いたします。

平成28年度の横浜市の取り組みについてでございますが、①から⑦までの合計7つの事業を行っております。普及啓発事業として街頭キャンペーンを実施したほか、こころの健康相談センターと横浜市立大学との共催により、依存症に関する講演会を市民向けに開催いたしました。

また⑦のこころの健康に関する市民意識調査を5年ぶりに実施いたしました。住民基本台帳をもとに16歳以上の男女を無作為抽出し、4500人を対象に、郵送によるアンケート調査を実施いたしました。有効回答数は1431件、約31.8%ございました。結果報告書などの詳細につきましては、横浜市ホームページに掲載しております。

続いて今年度の平成29年度の横浜市の取り組みについてご説明いたします。裏面をごらんください。資料にありますとおり、事業メニューについては前年度と同じ7つの事業を実施してまいります。

①にあります、10月3日開催の講演会は昨年度と同様、こころの健康相談センターと横浜市立大学との共催によるものでございます。今年度も「自殺と依存症について」ということを、これは仮称でございますが、こういったテーマで講演を予定しております。後ほど、これについては、後援の名義をお願いしたいと思っております。

また③、自殺未遂者再発防止事業につきましては、従来から実施しております、救命救急センターにおける支援に加えまして、二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対する支援についてもモデル事業として実施する予定になっております。

さらに②の人材育成に加えて、⑦若年層の自殺対策に関する人材の育成といたしまして、大学教職員向けの研修を市内大学と共同により開催する予定になっております。

簡単でございますが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。続きまして、川崎市からお願いいたします。

○川崎市 川崎市の取り組みについて説明させていただきます。川崎市では、平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定しておりまして、昨年度はその推進計画の2年目でございます。資料には①番から⑦番までの取り組みを掲げております。

①番につきましては、未遂者対策でございます。新たな取り組みといたしましては、本年1月から消防や三次救急医療機関の協力による自損事故——自殺未遂等の救急搬送事例調査に着手しております。

②番につきましては、地区のモデル事業でございます。昨年度新たに中部地区での意見交換会を開始しました。

③番につきましては、自死遺族支援で、他都市と同様、大切な人を亡くされた方を対象にわかち合いの会を継続開催しております。また、昨年度は普及啓発のリーフレットを4年ぶりに改定いたしました。

④、⑤、⑥番につきましては、普及啓発事業や研修等を資料のとおり、実施・開催しております。

⑦番目につきましては、自殺対策推進体制をまとめております。3つの会議体で進めていくこととしておりますが、それぞれが連動して自殺対策を進めております。

続きまして、裏面がございます今年度の取り組みについてでございますが、こちらも7つの柱で取り組みを進めてまいっております。

昨年度に着手しました、自損事故救急搬送事例調査につきましては、本年12月までの調査となっておりますので、その結果をまとめまして、今後の地域支援や関係機関・関係部署との連携強化等に生かしてまいりたいと考えております。

⑦番目の推進体制の整備としましては、先ほど説明しました3つの会議体を中心にさま

さまざまな意見を出していただくとともに、評価委員会等でのデータ分析を踏まえ、平成30年4月からの推進計画の改定を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。続きまして、相模原市からよろしくお願ひします。

○相模原市 相模原市でございます。4 区市取り組みの最下段をごらんいただきたいと思ひます。相模原市の主な取り組みということで、平成28年度の取り組み結果です。

②のゲートキーパー研修会の実施でございますが、地域住民や教職員、市職員に加えまして、民生委員や少年補導員を対象とした研修を実施いたしました。なお、市職員への研修に関しましては、新規採用職員研修にゲートキーパー研修を組み込み、採用した職員全員を対象としております。

飛びまして、⑤の医療機関との連携による自殺未遂者支援でございます。北里大学病院救命救急・災害医療センターと連携しまして、自殺未遂で搬送されました市民のうち、同意のとれた方になりますが、精神保健福祉センターの職員が病院を訪問しまして、退院後の支援を行うということで、平成28年10月から本稼働いたしました。この事業につきましては、引き続き医療機関との連携を強化して、自殺未遂者の再起と防止対策としてさらに力を入れていきたいと考えております。

裏面に移りまして、平成29年度の取り組み予定でございます。

①番目の普及啓発事業の実施でございます。自殺対策街頭キャンペーンですが、自殺対策の取り組みの相互協力に関する協定を締結しております。サッカーとか、そういったスポーツ団体等に参加していただき、4 区市協調で9月11日に実施するほか、3月の強化月間では隣接した町田市と連携しまして、平成27年度からですが、街頭キャンペーンを合同で開催させていただいております。

③ですが、児童・生徒に係る自傷行為対応力向上研修ということで、市内小・中学校の教職員を対象に、児童や生徒によるリストカット等の自傷行為への理解を深めるということで、適切で速やかな対応を図ることを目的に実施しております。昨今の若者の自殺問題への対策が推進できるよう、引き続き学校・教育機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

相模原からは以上です。

○三木座長 ありがとうございます。ただいま4 区市の取り組みと取り組み予定についてご説明いただきましたが、何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。ないようでしたら、今説明していただいた内容で今後も取り組んでいただきたいと思ひます。それでは議題2はこれで終了とさせていただきます。続きまして、議題3に移りますが、かながわ自殺対策計画（仮称）の策定に向けた骨子案のたたき台と今後のスケジュールについてに移りたいと思ひます。昨年、自殺対策基本法の改正がございまして、都道府県、市町村で自殺対策計画をつくることになりましたが、これについてまず事務局

からご説明いただきたいと思います。

3 「かながわ自殺対策計画（仮称）の策定に向けた骨子案のたたき台と今後のスケジュールについて」の報告

（「資料4」「資料5」「資料6」に基づき、事務局から、自殺対策計画の策定に向けた骨子案のたたき台、今後のスケジュールについて事務局から説明）

○三木座長 ありがとうございます。3月までにこの計画をつくっていかないといけないということで、かなりタイトなスケジュールで素案、骨子案、計画案までをつくるということで、議会の承認を得たり、パブリックコメントを行ったりとかということもございますので、このようなスケジュールになっております。委員の先生から何かこの件につきまして、ご意見とかございますでしょうか。川崎市さん。

○川崎市 川崎市は既に計画を策定しておりまして、また本年改定している最中なのですが、今回このスケジュールでいくと、かなり川崎市の計画と県の計画のあり方が、県自殺対策計画に基づきという形の中ではどういうふうに生かしていけばいいのかなというのがちょっと今、頭の中にはなマークが浮かんでいるのですが、県さんのほうで何かお考えがあれば教えていただきたいなと思っています。

○三木座長 事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局 神奈川県は3つの政令市、あとは30の市町村すべてを所管した形での県計画ということになります。基本的に市町村の計画は、県計画と今度改定されます自殺総合対策大綱を勘案してということになりますので、恐らく政令市もそのようなスタンスで考えていただければと思うところではあります。ただ、川崎市をはじめ、既に計画を持たれている、つくられているところもございますので、今、具体的なお話はできませんが、情報交換しながら連携して策定していければとは考えているところです。

○三木座長 よろしいでしょうか。ほかにご意見とかはございますでしょうか。では司法書士会。

○清水委員 司法書士の清水です。計画の骨子案を、現状あるものをベースにということですが、期間的にもタイトなスケジュールなのでそうなるのかなとは思いました。その中に先ほどの若者や勤務の件、3番目の自死遺族の件などが盛り込まれると思います。そこで、これまでの指針の重点施策の部分はほぼそのまま使ってもいいと思います。さらに、そこに幾つか肉づけして使うとしても、例えば現行の順番を変えるだけでも相当違うと思うのです。大抵は次のような順番ですよね。実態分析、普及啓発、人材育成、うつ病対策促進、その後さらに踏み込んでハイリスク者対策、自死未遂者・自死遺族支援、あとは連携もうたっておきましょうみたいな感じの流れが多いのではないのでしょうか。そろそろ実態分析などの前半にある項目は当たり前のこととして後半に持っていき、

現状で優先度が高くなっている項目から順番に書いていくなどの工夫をすることにより、それだけでも県をはじめとする行政機関が施策としてどのように考えているかということのアピールや説明にもなります。そういった部分なども意識して今後検討していただければなと思いました。以上です。

○事務局　貴重な意見をありがとうございます。参考にして、検討していきたいと思えます。

○三木座長　ほかにはご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○藤井委員　神奈川県町村会の藤井でございますが、1点、この会議の冒頭の現状の分析をお聞きして、今までずっとお聞きしてきたのですが、要はPDCAにかかわることなのですが、冒頭の分析のところで、減少原因なんか難しいよね、これが原因だと特定するのが難しいよねというお話が頭に残ってしまって、ここでPDCAとか、あるいは取り組みの分析・評価をするといったときに、県として具体的にどんなふうにするとその施策がうまくできていたのか、このおかげで減ったのかとかがわかるのでしょうか、その辺はどのようにお考えかどうかをお聞かせ願えればありがたいです。

○三木座長　いかがでしょうか。

○事務局　自殺対策はご指摘のとおり、原因を究明することが難しく、このおかげで減ったということを特定することはできないので、とにかく総合的な対策を今までとってきましたし、今後も総合的に対策をとっていくために計画等も立てていく必要があると思っています。具体的にPDCAサイクル等については今後、国でもいろいろと検討されているようですので、その経過を見守って、そういったことを懸案しながら書き加えていこうと考えているところです。

○三木座長　よろしいでしょうか。これは原因を究明するというのは難しいことですので、総合的な対策を打ちながらというのが今までのやり方ですが、もう少し突っ込んでいってもいいのかなというところもあるのかなとは思っています。

ほかにはいかがでしょうか。では、いのちの電話さん。

○西崎委員　この自殺対策は官民という位置づけになりますと、官の位置づけが、民がどのようにわかるかと、こういう問題と結びつけないと、民が単独でそれぞれやっても体系的にならないので、私は鎌倉市の社会福祉協議会の理事もやっておりますので、ここに県社協の方もいらしておりますので、できれば社会福祉協議会も通じて押してもらおうと、現場の社会福祉協議会では、私たちは施設部会のほうも入っていますから、福祉関係の部に伝わるし、町内会も伝わっていくということで、何か民とのつながりをしていただけると、もう少し意味づけがわかるのではないかと考えております。社会福祉協議会を通じますと、大体いろいろな団体が、町内会も含めて入っていますので、少しはそういう啓蒙活動のルートが流れるのではないかと思います。県社協の石黒さん、どうですか。

- 三木座長 社協さん、いかがですか。
- 石黒委員 ご指摘のとおりだと思います。我々が取り組んでいる事業でも、今回の資料2とか3に出していただいたものも、当面、自殺対策というふうに位置づけたのを3事業出していただいているのですが、実際生きづらさを抱える方をどう支えるかというのはさまざまな事業を展開していますので、「我が事・丸ごと」の考え方もそうなので、できれば連携してやっていければありがたいなとは思っております。
- 三木座長 貴重なご意見ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。なるべくこの件に関しては各団体からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。自死遺族総合支援センターの方、お願いします。
- 鈴木委員 今どこで言おうかなと思っていたので、ご指名ありがとうございます。今回のこの改定で私たちが頑張ったことがあります。いつも頑張っているけれども、1つ文言として「遺児」という言葉が入りましたので、ぜひここは拡大していきたいと思えます。これまで遺族、遺族ということで、別に子どもに何もしていなかったわけではありませんが、今回「遺児」ということで具体的に取り組みが課題化されたと思えます。きょうずっとお話を聞いていますと、1つ、教育ということがキーワードとして挙がってきているのですが、遺児は自分が遺児だということは言わないです。そうすると、教室の中でじっとしているわけです。そういう中で、決して私は命の教育を否定しているわけではないです。もっともっとやるべきだと思うのだけれども、でもそのクラスの中に、命に直面した子どもがいるとなったときに、命の大切さが逆に、「じゃ、うちのおやじって命を大事にしなかったんだ」と。こういうところは非常に微妙なところがあると思うのですが、是非私も考えていきたいです。それも含めての遺族・遺児支援ということですから、是非私も考えていきたいです。それが含めての遺族・遺児支援ということですから、ぜひ私たちも協力して頑張っていきたいと思っております。以上です。
- 三木座長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、いろいろとまだご意見も伺いたいところではありますが、今後進めていく過程で、何回か、2回ぐらい会議が開催されると思いますので、そのときにまたご意見を伺いながら、またパブリックコメントなども実施して、実際に県民の皆さんのご意見なども伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは議題3につきましては、これで終了といたします。
- 続きまして、議題4になりますが、ここからは自殺対策会議の実施状況と取り組み予定につきましてはということになりますので、今までのところは非常に重要で、これは重要でないというわけではないのですが、ご報告という形になると思っております。事務局からよろしく願いいたします。

4 「かながわ自殺対策会議の取組みについて」街頭キャンペーン、出前講座、後援名義使用事業の報告

（「資料7」「資料8」「資料9」に基づき、事務局から説明）

○三木座長 それでは今ご報告いただきましたが、街頭キャンペーンにつきまして、今年度も9月11日に行うということで、ご了解いただけますでしょうか。またご協力もお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議がないようでしたら、ご承認ということにさせていただきます。

それと出前講座のほうも、今回中学校の全校生徒を対象に行われておりますが、今までは教職員が主な対象でしたが、生徒さんにも行ったということで、かなり反響もあったようですが、今後も引き続き出前講座を実施していくということで、よろしいでしょうか。では、ご承認ということにさせていただきます。

それと名義使用につきましては、これも問題ないことかなと思いますが、このような形で今年度も実施していくということで、よろしいでしょうか。では異議はないようですので、ご承認とさせていただきます。

5 「かながわ自殺対策会議の取組みについて」地域部会の報告

（「資料10」に基づき、4県市委員から説明）

○神奈川県 それでは資料10をごらんください。県で開催する地域部会につきましては、政令市を除く30の市町村の自殺対策主管課長や担当者を対象として開催している主管課長会議、担当者会議をそれぞれかながわ自殺対策会議の地域部会として位置づけて、かながわ自殺対策会議と各地域との情報共有や連携を図ることを目的に実施しております。

平成28年度の実施状況でございますが、平成28年度の県の部会は年に3回開催いたしました。県域の市町村の課長を対象とした会議が1回と、担当者を対象とした会議を2回開催しております。

第1回は5月20日に大和市地域医療センターを会場に開催しております。県域の各市町村自殺対策主管課長、かながわ自殺対策会議の構成団体の2機関、県保健福祉事務所担当者、精神保健福祉センター担当者、そしてがん・疾病対策課職員、計44名が出席しております。部会の内容といたしましては、研修会を実施した後、国の動向、平成28年度の県の取り組み、ゲートキーパー養成実績について県より説明を行い、平成28年度の取り組みについて市町村及び保健福祉事務所から報告をいただいております。またかながわ自殺対策会議からは、全国自死遺族総合支援センターから、そして神奈川県司法書士会から、各機関がどのように自殺対策に取り組んでいらっしゃるか、お話を伺うことができました。第2回は6月24日に藤沢市役所で、そして第3回は1月25日に厚木保健

福祉事務所大和センターで開催し、県域各市町村の自殺対策主管課担当者の方々にご出席いただきまして、そこでまた国の動向や全県の取り組みについて情報提供を行い、地域の具体的な取り組み等について情報共有を行いました。なお、第2回はかながわ自殺対策会議の構成団体の神奈川県司法書士会、第3回は全国自死遺族総合支援センターにご出席いただきまして、情報提供やグループ討議の講評をいただいております。

続きまして、裏面をごらんください。平成29年度の実施状況及び実施予定でございますが、第1回は既に5月25日に厚木市文化会館に県域の各市町村自殺対策主管課長を対象としまして開催しております。主な内容といたしましては、平成30年度には県域各市町村において自殺対策計画を策定していただく必要がございますので、自殺対策計画について国の動向や県の取り組み、予定などを情報提供と意見交換を行いまして、それから、かながわ自殺対策会議構成団体でございます県学校支援課から若年層対策の取り組みについて報告いただいております。今後、県域各市町村自殺対策主管課長会議を1回、それから担当学会を2回と、既に開催した会議とあわせまして、今年度は年間4回の部会の開催を予定しております。県域の部会につきましては、本会議の委員の皆様にもご出席のご協力をいただきたいと思いますと考えておりますので、今後どうぞよろしく願いいたします。

県域の地域部会の報告につきましては以上でございます。

- 三木座長 ありがとうございます。続きまして横浜市、よろしく願いいたします。
 - 横浜市 では続きまして、横浜市の地域部会の状況でございますが、かながわ自殺対策会議の地域部会といたしまして、平成26年度からよこはま自殺対策ネットワーク協議会を年に3回開催しております。委員の方につきましては、福祉関係者、建築関係の有識者、市民代表者、各団体の代表者、行政機関をお願いしているところでございます。平成27年度からはより具体的な意見交換を行うため、年3回のうち1回を検討テーマを絞った分科会として若年層対策、こちらのほうをテーマに意見交換を実施しております。平成28年度におきましても、若年層対策分科会を6月10日に開催いたしました。今回は大学生の年代の対策を検討するため、横浜市立大学保健管理センターの職員の方にオブザーバーとして参加していただきまして、意見交換を行っております。若年層の取り組みにつきまして、引き続き取り組みを進めていきたいと思っております。
- 続いて、平成29年度の地域部会の実施予定でございます。裏面をごらんください。まだ現在のところ具体的な日程は決まっておりますませんが、できれば年5回ほど開催したいという方向で調整を行っているところでございます。横浜市では今後、自殺対策計画を策定する予定でございますので、こういったテーマにつきましても、自殺の減少あるいは課題、こういったものをこの地域部会のほうで積極的に議論していきたいと考えております。
- 説明は以上でございます。

- 三木座長　　ありがとうございます。続きまして川崎市さん、よろしく申し上げます。
- 川崎市　　川崎市、説明させていただきます。川崎市は地域部会につきましては、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議といたしまして開催しております。昨年度は8月と2月に開催いたしました。内容といたしましては、調査事業やモデル事業の進捗状況の報告のほかに、各構成機関が主体的に参加していただけるように、参加団体と自殺プロセス図の関係について、各関係機関がどのあたりの部分を担っているかということを経験をとおして共有いたしました。また、各分野における連携の検討を深め、各機関で連携ができそうなところから少しずつ進めているところがございます。昨年度は初めて商工会議所と川崎市の共催で、職場の安心・安全セミナーを開催いたしました。裏面をごらんください。裏面は今年度の予定を記載しております。今年度についてでございますが、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議は7月26日と2月ごろの2回の開催を予定しております。その中で川崎市自殺対策総合推進計画の案に関する説明や報告、意見交換を行うとともに、具体的な取り組み・課題として、自殺プロセス図を活用しながら、年代別・世代別の取り組みの理解を進めてまいりたいと考えております。また、推進会議のもう一つの柱であります、学識経験者や医師等から成る自殺対策評価委員会での自殺既遂者分析、未遂者分析、地域連携モニタリング等もあわせて進めてまいります。なお、昨年度実施しました商工会議所共催のセミナーに関しましては、今年度は過労死等防止月間であり11月に連携を強化して開催予定としております。
- 川崎市からは以上でございます。
- 三木座長　　ありがとうございます。それでは相模原市さん、よろしく申し上げます。
- 相模原市　　相模原市でございます。相模原市では地域の特性に応じた自殺対策を推進することなどを目的に、相模原市自殺対策基本条例に基づき設置されております、相模原市自殺対策協議会をかながわ自殺対策会議の地域部会に位置づけております。昨年度は、今年度、今実施しているところですが、こころの健康に関する市民アンケート調査や、次期行動計画策定に向けた協議をいたしました。アンケート調査につきましては、平成26年2月に策定しました現行動計画の評価・検証と、次期行動計画策定に向けた基礎資料となるものでございます。今年度は、今のところですが、9月と10月、2月の3回の協議会の開催を予定しております。現行動計画の結果の評価、その結果を次期行動計画へ反映させまして、地域の実情に合わせた自殺総合対策を推進してまいりたいと考えております。また次期行動計画策定に当たりましては、若者の自殺対策など、改正自殺対策基本法及び新しい大綱の内容を踏まえた検討もしていかなければということと考えております。また相模原市の場合は条例を持っておりますので、このタイミングで改正すべきかどうかも庁内で検討しているところがございます。引き続き相模原市では、かながわ自殺対策会議を初めとする諸会議、あるいは関係団体の皆様との連携とか情報提供、そういったことを行いながら自殺総合対策を進めてまいります。

以上でございます。

○三木座長　　ありがとうございました。ただいまの4県市の部会のご報告につきまして、何かご質問とかご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題4は終了といたします。

6 「その他」について

(「資料10」に基づき、ゲートキーパー養成実績ついて事務局から説明)

○三木座長　　この件はよろしいでしょうか。それでは、大体報告は以上で終わりましたので、事務局のほうにお返しいたします。よろしいでしょうか。

閉　　会